最終の事業年度の欠損金の損金算入額	26	△		※	△
の損金不算入額（別表十四(二)「24」又は「40」）	27			その他	
家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額「9」若しくは「13」又は別表十(二)「8」）	28	△		※	△

を

外国関係会社等に係る（別表十七

に、

農業経営基盤強化準備金積立額（別表十二(十四)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額（別表十二(十四)「43の計」）
関西国際空港用地整備準備金積立額（別表十二(十一)「15」）
中部国際空港整備準備金積立額（別表十二(十二)「10」）
再投資等準備金積立額の（別表十二(十五)「12」）
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事
所得金額又は欠

控除対象所得税額等相当額（三の十二)「1」）			分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額（別表六(五の二)「5の②」＋別表十七(三の十二)「1」）		

を

に、

の損金算入額	43	△	△		
の損金算入額	44	△	△		
の損金算入額	45	△	△		
の損金算入額	46	△	△		
損金算入額	47	△	△		

を

農業経営基盤強化準備金積立額の損金（別表十二(十三)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金（別表十二(十三)「43の計」）
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)